

令和8年度メディアタイアップ情報発信業務 仕様書

1. 目的

島根県では、古代から連綿と続く歴史・文化や、豊かな自然、時代や地域の変容と調和しながら伝わる伝統芸能などと繋がることのできる「ご縁」と、肌に優しい気象環境の中で堪能できる約60カ所の温泉や、地元ならではの食を満喫できる「美肌」の二つをキーワードに、「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズとした観光PRを展開している。

本業務では、幅広い女性層をメインターゲットとして、高い訴求力を有する全国誌とのタイアップ企画により、島根県の魅力を継続的に情報発信し、島根県のイメージや認知度の向上、観光誘客に繋げることを目的とする。

2. 委託業務名

令和8年度メディアタイアップ情報発信業務

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日 ※契約は令和8年4月以降とする

4. 委託料上限

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全て（企画料、デザイン料、打ち合わせ料、取材経費、広告料）を含む

5. 業務内容

(1) メインターゲット

・幅広い女性層

(2) メディアタイアップの方法

- ・1号当たりの発行部数が5万部以上の全国誌において、合計6回以上掲載すること。
(合計6回以上の雑誌への掲載を満たしたうえで、WEBでの二次展開やSNSでの拡散といった独自提案については評価の対象となる。)
- ・年間を通して偏りなく情報発信ができるよう、全国誌の掲載スケジュール及び取材スケジュール等を具体的に記載すること。
- ・タイアップする全国誌については、メインターゲットに対して高い訴求力を有する雑誌を選定し、選定理由等がわかるように記載すること。

(3) 企画・掲載テーマ

- ・神話のストーリーに端を発する歴史・文化・自然といった「ご縁」の要素（下記①）と、肌に優しい気象環境、良質の温泉や地元ならではの食といった「美肌」の要素（下記②）を、露出時期を踏まえながら、ターゲットに訴求する企画及び掲載テーマとして提案すること。
また、記事を掲載するうえで、少なくとも1回は「小泉八雲と妻セツ」のゆかりの地の要素（下記③）を含めた提案を行うこと。
- ・掲載する全国誌の読者層や誌面デザインとの統一感、コンセプト等を踏まえた掲載テーマや記事の構成を提案すること。
- ・PR効果を高めるため、1号当たり2ページ以上の掲載獲得を目指すこと。
- ・島根県の最新観光情報を発信するため、各雑誌の記事制作及び掲載にあたり、都度、現地取材を行うよう努めること。

①「ご縁」に関する主な要素

(ア)縁結びの聖地 出雲大社

<https://www.kankou-shimane.com/highlights/31776>

(イ)世界遺産石見銀山

<https://www.kankou-shimane.com/mag/ginza>

(ウ)石見神楽

<https://www.kankou-shimane.com/mag-/08/09/kagura.html>

(エ)隠岐ユネスコ世界ジオパーク

<https://www.kankou-shimane.com/pickup/9806.html>

(オ)ご縁の国しまねモデルコース

<https://www.kankou-shimane.com/model-course/index.html>

②「美肌」に関する主な要素

(ア)美肌宿、体験コンテンツ

<https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/>

(イ)美肌温泉

<https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/onsen/>

(ウ)美肌に導く食文化

- <https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/report/food/>
(イ)美肌を育む気象環境
<https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/bihadaken/>
(オ)美肌旅モデルコース
<https://www.kankou-shimane.com/donobihadatabi/>
- ③「小泉八雲と妻セツ」に関する主な要素
(ア)小泉八雲と妻セツのゆかりの地
<https://www.kankou-shimane.com/feature/72158>
- (4) 対象地域
・出雲大社や国宝松江城などの有名な観光地のある出雲地域だけでなく、県西部の石見地域、島しょ部の隠岐地域の情報の露出にも配慮すること。
- (5) 「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴの使用
・記事掲載に当たっては、できる限り「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴを掲載するよう、出版社等と調整すること。
<https://www.kankou-shimane.com/renmei/news/21>
- (6) 取材先等との連絡・調整等
・記事の制作・掲載に当たり、取材先や関係者に対する取材予約や、掲載許可申請、素材提供依頼、掲載内容の確認については、受託者において行うこと。
- (7) 出版社等との連絡・調整等
・記事掲載に係る出版社等との連絡・調整や広告料の支払いについては、受託者において行うこと。

6. 広告換算額の目標設定

- ・上記5. (2)について、合計6回以上の雑誌掲載により想定される広告換算額を記載すること。
※本提案における広告換算額については、雑誌ごとに定めるカラー1ページ当たりの広告出稿料金（正規料金）×ページ量で計算すること。
※1回当たりの広告換算額がわかるように記載すること。
- ・受託業務終了後に、広告換算額の実績値を報告すること。

7. 県との調整

- ・受託者は、受託後に具体的な掲載誌、スケジュール、掲載テーマ・内容等を記載した「実施計画書」を作成すること。
- ・受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うこと。
- ・受託者は、定期的に進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。

8. 成果物

- ・タイアップ記事を掲載した全国誌の原本を2部納品すること。
- ・上記6. で設定した広告換算額の実績値。
- ・WEBでの二次展開やSNSでの拡散を実施する場合、PV数やリーチ数などの当該ページの閲覧がわかる数値。

9. 著作権等

- ・本業務に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）の帰属及び著作者人格権の扱いについては、県と協議の上決定することとする。

10. 秘密保持

- ・本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ・本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解無く公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

11. その他

- ・本業務の受託者は業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
- ・本仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載が無い場合、すべて本業務委託料に含むものとする。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、県と受注者が協議の上、定めるものとする。